

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和7年5月2日(2025.5.2)

【公開番号】特開2025-19172(P2025-19172A)

【公開日】令和7年2月6日(2025.2.6)

【年通号数】公開公報(特許)2025-023

【出願番号】特願2024-202971(P2024-202971)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/68 (2006.01)

10

【F I】

B 6 0 N 2/68

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月23日(2025.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

左右に離間して配置された左右のサイドフレームと、  
左右の前記サイドフレームを連結するフロントフレームおよびリアフレームと、  
前記リアフレームに係合される係合部を有し、着座者を支持する第1支持部材と、  
前記第1支持部材の左右両側に配置され、左右外側の端部が前記係合部よりも左右方向  
外側に配置され、前記第1支持部材とともに着座者を支持する左右の第2支持部材と、を  
備え、

前記第1支持部材は、板状の部材であり、後端部の左右方向の中央に凹部を有し、  
前記凹部は、前方に向けて徐々に幅狭になる形状を有し、

30

前記第2支持部材の一部は、前後方向において、前記凹部の範囲内に位置することを特  
徴とする乗物用シート。

【請求項2】

前記第1支持部材は、左右方向に間隔を開けて並ぶ一対の貫通孔を有し、  
前記凹部の左右方向の中心は、左右方向において、一対の前記貫通孔の間に位置するこ  
とを特徴とする請求項1に記載の乗物用シート。

【請求項3】

前記第1支持部材は、前記フロントフレームと前記リアフレームに架け渡されたワイヤを  
有し、

前記凹部は、前記ワイヤと重なることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の乗  
物用シート。

40

【請求項4】

前記凹部は、一対の前記貫通孔より後ろに位置することを特徴とする請求項2に記載の  
乗物用シート。

【請求項5】

前記第1支持部材は、ファンのダクトが通る孔を有し、  
前記孔は、前記貫通孔と前後方向で並ぶことを特徴とする請求項2に記載の乗物用シ  
ート。

【請求項6】

前記孔は、左右方向に間隔を開けて一対設けられ、

50

前記凹部の左右方向の中心は、左右方向において、一対の前記孔の間に位置することを特徴とする請求項 5 に記載の乗物用シート。

**【請求項 7】**

前記第 1 支持部材は、前後方向に延びるワイヤを有し、

前記ワイヤは、前記貫通孔と重なることを特徴とする請求項 2 に記載の乗物用シート。

**【請求項 8】**

前記ワイヤは、左右方向に間隔を開けて一対設けられ、

前記凹部は、左右方向において、一対の前記ワイヤの間に位置することを特徴とする請求項 7 に記載の乗物用シート。

**【請求項 9】**

10

前記貫通孔は、前記凹部より大きいことを特徴とする請求項 2 に記載の乗物用シート。

**【請求項 10】**

前記第 1 支持部材は、前記フロントフレームと前記リアフレームに架け渡されたワイヤを有し、

前記第 2 支持部材は、前記ワイヤに連結されることを特徴とする請求項 1 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載の乗物用シート。

20

30

40

50